

○議長（前原英石） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

田村 馨議員。

○4番（田村 馨） おはようございます。4番田村馨でございます。

それでは、早速ですが、通告に従いまして、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、小中学校における防災教育の取組についてお尋ねいたします。

1月1日に発生した能登半島地震など、マグニチュード7前後の地震は、多くの人が住む地域に大きな被害をもたらしました。前回3月定例会の一般質問でも切迫活断層の地震について取り上げさせていただきましたが、深刻な被害が想定される大地震はいつ起きてもおかしくないと考えて備える必要があり、防災教育は子どものときから取り組むことが重要であると考えられます。

小中学校における防災に関する取組については、小中学校における防災訓練の意義や方法に関して大きく見直し、学校防災に対する意識の向上と防災教育のさらなる充実に取り組むことが必要ではないでしょうか。

他の自治体では、初期消火活動に有効なスタンドパイプ消火資機材という物がありますが、こういった物が自治会や学校などの公共施設、あるいはコンビニエンスストアなどに配備されています。

例えば、このスタンドパイプ消火資機材を有効に活用するためには、使用できる住民を増やすことが重要であり、そのためには小中学校での取組が必要となってきます。

全小中学校で学校防災マニュアルの周知徹底、防災教育、スタンドパイプの取扱いに関する研修などを行ったことにより、教職員の防災意識がより一層高まっているとも聞き及んでおります。

そこで、小中学校における防災教育に関する取組についてお聞きします。

まず1つ目、これまでの本村における防災教育の課題と対応について具体的にお聞かせください。

そして2つ目、地域災害の特徴を踏まえた防災教育についてどのように考えておられるのかお聞きします。

3つ目、教職員の児童生徒への防災教育推進の取組について具体的にあればお聞かせ

ください。

続きまして、村内における鳥獣害対策についてお尋ねします。

この質問に関しては、資料をおつけしました。これは福井県の越前市、あと宮城県の登米市というところの対策の資料がネット上にありましたので、また時間のあるときにご覧になってください。

さて、この鳥獣害対策なんですけど、近年、野生鳥獣による被害が我が国において社会問題となっています。特に県内でツキノワグマに関する目撃情報や被害に関する話題をよく見聞きするようになりました。このように、様々な野生鳥獣による被害は、生活被害などにも及びます。

さて、都市化の進む舟橋村においては、野生鳥獣による被害というのは、決して大きなものではないのかもしれませんが。しかしながら、切実な問題として、住民からお聞きし、また私自身も体験している内容ですので、本村における鳥獣害対策についてお伺いします。

まず1つめ、有害鳥獣対策について、特に野生鳥獣については法律により保護されているのは、皆さんご存じのとおりだと思います。特に本村においてはゴイサギなどが、少なくとも住民の生活圏に入り、迷惑をかけているという状態があります。

本来であれば、野生鳥獣とは一定の距離を保ち、共存することがよりよいと考えておりますが、このような有害性のある動物たちをどのような位置づけで扱い、また住民から連絡があった場合はどのように対策されているのでしょうかお伺いします。

そして、2つ目になりますが、本村の竹内地区では、竹内天神堂古墳のゴイサギ対策について、様々な実害が生じております。具体的には、夜間の鳴き声による騒音、周囲へのふん害、生臭い悪臭に関するものです。

これらの対策について、当局においてどのように認識しておられるのかお伺いします。

質問は以上です。答弁、よろしくお願ひします。

○議長（前原英石） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） それでは、私のほうから、4番田村議員の小中学校における防災教育のご質問、3つの項目についてお答えしたいと思います。

1つ目の、これまでの防災教育の課題と対応でございますが、学校における防災教育は、多くは避難訓練を通じた学習が多いと思います。舟橋村では、小学校で年6回、中学校で3回の避難訓練を実施しています。加えて、小学校では引渡訓練も行っておりま

す。

訓練としましては、学校で起こり得る災害を想定したものに限定されます。実際の訓練として火災、地震、不審者、そして新しいものとして竜巻やミサイルの飛来などを想定して行っています。

年間に実施できる回数は、授業時数の関係である程度決まってしまうので、訓練としては火災、地震、不審者が主なものとなります。

また、発生時間、発生場所など設定場面が様々で、全てのものに対応することができないのが現状です。火災や不審者の場合、発生場所や経路など、放送をしっかりと聞き、自分で考えて行動できるようになることなど、避難するための基本的な知識が身につくように指導しています。

2つ目の、地域災害の特徴を踏まえた防災教育ということですが、舟橋村で起こり得る災害として、風雪水害、火災、地震、ミサイルの飛来が考えられます。台風などの気象に関する事象については、事前に情報が得られるため、休校や始業時間の変更、また下校時の安全配慮等を行うことができます。

児童生徒への指導としましては、そのときそのときに予想される災害に応じた行動を取るよう指導しています。例えば増水のおそれがある場合は用水等に近づかない、あるいは外出をしないなどの指導でございます。地域における避難については、各町内会や保護者の判断となります。

3つ目の、教職員の児童生徒への防災教育の推進の取組ですが、防災教育の目的として、防災教育は、学校や地域のみならず様々な機会、場を通じて、1つ目、それぞれが暮らす地域の災害、社会の特性や防災科学技術等についての知識を備え、減災のために事前に必要な準備をする能力。2つ目、自然災害から身を守り、被災した場合でもその後の生活を乗り切る能力。3つ目、進んで他の人々や地域の安全を支えることができる能力。4つ目、災害からの復興を成し遂げ、安全・安心な社会を構築する能力といった「生きる力」を涵養し、能動的に防災に対応することのできる人材を育成するために行うものでありますと挙げられています。

そのため、学校では、教科や道徳の学習を通して災害についての理解を深めるなど、機会を捉えて指導を行っています。

例えば小学校の社会科では、3年生で火災、4年生で自然災害から地域の安全を守るための諸活動として、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から、過

去に県内で発生したものを選択して取り上げて学習します。また、県庁や市役所の働きなどを中心に上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりも学習しています。さらに、舟橋小学校では、総合的な学習の時間のテーマに防災を位置づけて取り組んでいます。

また、学校安全保健法に基づき、学校安全計画を策定するとともに、危機管理マニュアルを作成し、様々な事項等への教職員の対応について記載し、行動の指針を明示しています。

舟橋村では、自分の命は自分で守ることのできる児童生徒を育成するために、文科省が示しています「生きる力」を身につける3観点、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」では、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身につけていること。「生きて働く知識・技能の習得」では、様々な自然災害や事件、事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身につけていること。3つ目の「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」では、自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身につけていることを念頭に、今後も取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前原英石） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中 勝） 4番田村議員の鳥獣害対策についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、サギ類は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）により、許可なく捕獲することができない旨定められております。ただ、農林水産物や人への影響が甚だしい場合、有害鳥獣として駆除は可能だとも聞いております。

仮に村で有害鳥獣に指定申請し、許可等を得ても、捕獲におりを使用するには個体が大き過ぎます。また、舟橋村は特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定がなされており、銃の使用も極めて制限がされております。

被害状況を住民から寄せられても、当局としては大変悩ましい問題であると認識して

いるのが現在の状況であります。

竹内地区の天神堂古墳のアオサギの被害についても把握しております。昨年には、富山県自然保護園ねいの里等に対処方法をお聞きしましたが、爆竹の音や枝下ろし等は一時的なものに過ぎず、樹木の伐採が一番効果的だと思われます。伐採には、お宮さんを管理している新川神社から神社庁への申請も必要であります。

役場当局としては、まず地元の竹内で協議会をつくり、そのメンバーで協議していただければと考えます。竹内天神堂古墳としての遺跡の保護や立山黒部ジオパークの位置づけもあり、要望があれば役場職員がメンバーに加わることも可能だと認識しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げて、答弁いたします。

○議長（前原英石） 田村 馨議員。

○4番（田村 馨） 答弁、ありがとうございます。

まず、防災教育については、今後もこの教育内容の充実を図っていただきまして、また子どもたち、地域の安全を担えるようにしていただければと思います。

あと、今の、私、ゴイサギだと思っていましたが、実はこれ、アオサギだったということ。

このアオサギの被害についてなんです、要望も含みますが、ちょっと再質問させていただきます。

アオサギですか、個体もかなり大きいと私も聞いております。羽を広げると、かなりの大きさになるということ。

新川神社の宮司の船木さんという方なんです、実はちょっと私の知り合いでございまして、個人的にいろいろ聞いたりは今までもしていただけたわけですが、このサギなどのこと、野生の鳥類に関しては、本来いるべき場所にいないと、やっぱり今回のように困った存在になるということなんです。

このサギなんです、春先からちょうど今頃、夏にかけてなんです、駅前とか、あるいは住宅地などにあるこういった神社とか公園とかの森といいますか、木を、近いところをねぐらにすることがありまして、先ほどもちょっと述べましたけども、夜間の鳴き声、あるいは周囲へのふん害で、やっぱり周辺住民に大きな被害が生じているというのが現状であります。

例えばアオサギが今占拠している天神堂古墳なんです、確かに今答弁にもありましたとおり、仮に防除策等を行っても、天神堂古墳から別の大きな木のある個人宅に移動

するという、そういったことがありまして、そうすると、さらなる策を立てなきゃいけないと。断続的な対策を行っていかないと、なかなか効果が現れない。そういった意味でも、非常に難しいところ、いたちごっこのような感じになるわけで、結果、費用も大変かかります。

そうすると、やはり広範囲かつ継続性を考えて、こういった防除策というものを考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。このアオサギに、ここは危険な場所である、あるいはここは居心地が悪い場所であると。そういったようにアオサギが認識するように、やっぱり根気よく対策を行っていかねばならないのかなと私も思っております。

そうしたことを考えた場合、例えば、個人宅にもこのアオサギがやはり生息域を広げて、そこに巣をつくって、子育てというか、ひなの繁殖をしたりとか、そういったことが今現在もあるわけなんですけど、そういった場合は、じゃどうすればいいのかということなんです。

防除策で簡単にできるものというのは幾つかあって、鷹とかの猛禽類の模型を置いたりとか、庭木をネットで覆ったり、あるいは木酢液という物があるんですけど、それを忌避剤として庭木に散布したりと。あるいは、先ほど答弁にもありましたけども、木そのものを伐採すると。そういったことが挙げられるんですけど、やはり効果が一時的だったり、あるいは景観を損なってしまったりということの問題もあるわけです。

そういった問題に関して、やっぱり当局としても、相談対応の充実というものを図っていただきたいと。そしてまた、いろんなそういった被害対策について、どうすればいいとか、そういったような情報の発信などについても、ちょっとまた検討していただきたいと思うわけです。

今回のサギの被害というのは、人間の都市開発とか、あるいは宅地開発によって引き起こされたものではないのかなとも考えられるんですけど、こういった問題が起こっているということで、アオサギとの共生というのはちょっと難しいのではないかなと思われるんですけど、本来であれば、少しでも本来の生息地に移り住んでもらえるように根気よく対策を続けていくことがやっぱり大切ではないのかなと思っております。人も動物も住みよい環境づくりということに努めていただきたいと思うわけでありまして。

この鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律なんですけど、捕獲や猟銃の制限、飼育や販売の規制、鳥獣保護区の設定や整備などについて決められておるわけで

すが、先ほどもありましたとおり、許可なくこういった野鳥を捕まえたりすると、法律によって罰せられてしまうということがあります。

とはいえ、人の生活圏に入り込み過ぎている鳥獣に関しては、やっぱり現状を見て、関係各省庁あるいは県と協議をぜひ進めていただいて、害獣あるいは害鳥の駆除、追い払い方法についての調査研究などを強化していただきますようまた要望しますが、改めてちょっと見解をお伺いしまして、私からの質問を終わります。

○議長（前原英石） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中 勝） 今ほどの田村議員の再質問にお答えいたします。

議員の提案でございましたとおり、県、またはほかの市町村、県外の市町村とも、また情報交換しながら、あとは、もし知り得た情報につきまして、有効だと思われることは、どんどん情報発信等に努めてまいりたいと思っております。よろしく願います。

以上であります。